

## 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今後の影響が見込まれる方

### 【融資条件】

- |   |
|---|
| <p>①融資利率：基準金利 国民事業 1.91% 中小事業 1.11%<br/>貸付期間 5 年の場合（令和 2 年 8 月 1 日時点）<br/>※貸付期間・担保の有無により変動有</p> <p>②融資限度額：国民事業 4, 800 万円、中小事業 7. 2 億円</p> <p>③償還期間：運転資金 8 年以内（据置 3 年以内）<br/>設備資金 15 年以内（据置 3 年以内）</p> <p>④信用保証料：なし</p> <p>⑤担保：必要により</p> |
|---|

### 【融資までの流れ】

#### ①日本政策金融公庫への融資申込み

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書  
（日本政策金融公庫所定の様式 参照 国民 P117、中小 P121）
- ・直近の決算書（過去 3 期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



②日本政策金融公庫の審査



③日本政策金融公庫から事業者への融資

**【申込み・相談先】**

日本政策金融公庫

岐阜支店 (岐阜市吉野町 6-31 岐阜スカイウイング 37 西棟)

(国民生活事業) 058-263-2136

(中小企業事業) 058-265-3171

多治見支店 (多治見市本町 2-70-5 東鉄ビル)

(国民生活事業) 0572-22-6341

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナ 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 本店所在地	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 営業所所在地	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ お申込人または法人代表者の方のご住所			
	フリガナ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)			
	個人事業主の方・法人代表者の方の 性別 男・女 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)	フリガナ ビル・マンション名( )号室)			
お申込金額	万円	お借入希望日	月 日	ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	ご希望の返済日に ○を付けてください。 5日・10日・15日・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	創業年月	明・大・昭・平・令 年 月 創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)		
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	ご希望の返済日に ○を付けてください。 5日・10日・15日・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	ご返済金のお支払方法	口座振替 (銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫)	資金のお使いみち	運転資金 万円 設備資金 万円 (該当する項目に○を付けてください。)	業種	従業員数 (家族従業員を含みます) 人		
資金のお使いみち (注)	(1) 商品、材料仕入 (2) 土地 (2) 買掛、手形決済 (3) 機械設備 (4) 車両 (3) 諸経費支払 (5) その他	当公庫とのお取引	有・無 (どこで公庫をお知りになったかA群、B群から1つを選択するものに○を付けてください。)	A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 (併存) 6 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他 B群: 1 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、 (併存) 広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア	お申込人または法人代表者の方のご家族	続柄	お名前	フリガナ	年齢	ご職業・学年

借入申込・調査には手数料・調査料等は一切不要です。

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdf)を参照

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

## 担保・保証の条件をご選択ください。

**A・B** いずれかのチェック欄□に✓印をお付けください。

また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は**C**のチェック欄□に✓印をお付けください。

(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

### A 担保の提供を希望しない。

新たに事業を始める方  
税務申告を2期終えていない方  
新創業融資制度(注1)

<無担保・無保証人(原則)>

チェック欄

税務申告を2期以上行っている方  
担保を不要とする融資(注2)

<法人:無担保・代表者保証(原則)  
個人:無担保・無保証人(原則)>

チェック欄

### B 不動産等の担保の提供などを希望する。

(根) 抵当権の設定等の  
手続きが必要です。

チェック欄

### C 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)

チェック欄

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上昇させられます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/paic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・申告決算書 最近2期分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。</li> </ul>
法人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方)</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。)</li> <li>・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。</li> <li>☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。</li> <li>☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。</li> </ul>
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>

公庫処理欄

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナ <u>コウカワ ショウテン</u> 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません)		〒 <u>02000004</u> ☎(03)-(3270)-(XXXX)		主 な ご 郵 送 先
	株式会社 甲川商店		フリガナ <u>チヨダク オオテマテ</u>		
	フリガナ <u>コウカワ タロウ</u> 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署をお願いします(ゴム印は使用しないでください。))		本店所在地 <u>千代田区大手町1-9-4</u> [本店所在地の不動産 所有・借用] <input checked="" type="checkbox"/>		
	甲川太郎		ビル・マンション名( ) 号室( )		
フリガナ <u>コウカワ タロウ</u> 個人事業主の方・法人代表者の方 (自署をお願いします(ゴム印は使用しないでください。))		フリガナ <u>同上</u>		営業所所在地の不動産 所有・借用 <input type="checkbox"/>	
甲川太郎		ビル・マンション名( ) 号室( )			
フリガナ <u>コウカワ タロウ</u> 個人事業主の方・法人代表者の方 (自署をお願いします(ゴム印は使用しないでください。))		フリガナ <u>シンジョクク ニシンジョク</u>		お申込人または 法人代表者の方の ご住所	
甲川太郎		ビル・マンション名( <u>西新宿147301</u> ) 号室( )		[住所の不動産 所有・借用] <input type="checkbox"/>	
お申込金額 <u>500</u> 万円		お借入希望日 <u>4</u> 月 <u>7</u> 日		携帯電話 お申込人・代表者 ( <u>090</u> ) - ( <u>1234</u> ) - ( XXXX ) 上記以外の方 ( ) - ( ) - ( )	
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。) <u>5</u> 年		元金据置 <u>1</u> 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望		メールアドレス <u>kougawa @ xxx.xx.xx</u>	
毎月のご返済 希望日 <u>5日・10日・15日</u> ・20日・25日・末日 (ご希望の返済日に○を付けてください。)		創業年月 <u>明・大・昭・平 10年4月</u> (創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月))		業種 <u>菓子製造業(卸)</u> 従業員数 <u>4</u> 人 (家族従業員を含みます)	
ご返済金の お支払方法 <u>口座振替</u> ( <u>〇〇〇〇</u> ) 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫		ご返済金の お支払方法 <u>口座振替</u> ( <u>〇〇〇〇</u> ) 銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫		お申込人または法人代表者の方のご家族	
資金のお使 いみち (注)		当公庫とのお取引 <u>有</u> (どこで当公庫をお知りになったかA群、B群から1つずつ該当するものに○を付けてください。)		続柄	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		お名 前	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		年齢	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		ご職業・学年	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		妻	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		長男	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		長女	
① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他		二男	

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

## 担保・保証の条件をご選択ください。

**A**・**B** いずれかのチェック欄  に  をお付けください。

また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は **C** のチェック欄  に  をお付けください。

(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<p><b>A</b> 担保の提供を希望しない。</p> <p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1)</p> <p>&lt;無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p><b>B</b> 不動産等の担保の提供などを希望する。</p> <p>(根) 抵当権の設定等の 手続きが必要です。</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
---	--

**C** 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せされます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdf)を参照し、同意したうえで、 に  をお付けください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(中小企業事業本部)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 借 入 申 込 書

当社(私)は、下記のとおり、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部に対し、「申込みに係る留意事項」(※)を理解し同意のうえ、借入れを申込みます。

なお、本申込みに係る借入れについては、当社(私)の事業の用に供することとし、金融機関からの既借入金の単なる肩代わりには使用いたしません。

## 記

申込金額	_____百万円 (内、公庫から融資を受けている借入金の借換分_____百万円)
資金使途 (使いみち)	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金
備考	

## (※) 申込みに係る留意事項

- ・ 手続を進めるには、「個人情報の利用目的に係る同意書」が必要になります。既に提出済みのお客様については再度の提出は不要です。
- ・ 審査には別途資料の提出が必要になります。
- ・ 借入れに係るその他の諸条件(期間・担保・保証人など)は、別途協議となります。
- ・ 審査結果等によってはご希望に添えない場合があります。
- ・ 当初申込金額から変更を希望する場合は、公庫担当者宛ご連絡ください。  
なお、金額が変更になった場合、当該申込書の再提出は不要です。
- ・ 本書及び受領した資料は、公庫で適切に保管し、用済み後は処分させていただきます。
- ・ 公庫資金の借入利率は、政策目的等により定められているものであり、他の金融機関との交渉材料に用いることのないよう、お願いします。

## 2 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- (1) 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- (2) 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

### 【融資条件】

- ①融資利率：当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利貸付期間5年の場合  
国民事業 1.36%⇒0.46% 中小事業 1.11%⇒0.21%  
（令和2年8月1日時点）※貸付期間により変動有
- ②融資限度額：国民事業8,000万円、中小事業6億円  
（利下げ限度額：国民事業4,000万円、中小事業2億円）
- ③償還期間：運転資金15年以内（据置5年以内）  
設備資金20年以内（据置5年以内）
- ④信用保証料：なし
- ⑤担保：無担保



## 【融資までの流れ】

### ①日本政策金融公庫への融資申込み

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

#### 《個人・法人共通》

- ・借入申込書

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 国民 P125、中小 P132)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 国民 P129、中小 P133)

- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料 (資金繰り表など)

- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画

#### 《個人》

- ・最近2期分の申告決算書 (申告されている方)

#### 《法人》

- ・最近2期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書含む)

#### 《はじめて日本政策金融公庫を利用される場合》

- ・ご商売の概要 (お客さまの自己申告書)

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 国民のみ P131)

- ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (法人の場合)



### ②日本政策金融公庫の審査



### ③日本政策金融公庫から事業者への融資

## 特別利子補給制度

### 【適用対象】

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った方のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含む小規模限定）：要件なし
- ②小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少
- ③中小企業者：売上高20%以上減少

### ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

期間：借入後当初3年間

補給対象上限：国民事業4,000万円、中小事業2億円

### 【申込み・相談先】

日本政策金融公庫

岐阜支店（岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟）

（国民生活事業）058-263-2136

（中小企業事業）058-265-3171

多治見支店（多治見市本町2-70-5 東鉄ビル）

（国民生活事業）0572-22-6341

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)

株式会社日本政策金融公庫

(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナ 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒□□□□□□ ☎( )-( )-( )	本店 所在地	ビル・マンション名( ) 号室( )	本店所在地の不動産 所有・借用 <input type="checkbox"/>
	フリガナ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒□□□□□□ ☎( )-( )-( )	営業所 所在地	ビル・マンション名( ) 号室( )	営業所所在地の不動産 所有・借用 <input type="checkbox"/>
	個人事業主の方・法人代表者の方の 性別 男・女 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	〒□□□□□□ ☎( )-( )-( )	お申込人または 法人代表者の方の ご住所	ビル・マンション名( ) 号室( )	ご住所の不動産 所有・借用 <input type="checkbox"/>
	お申込金額 万円	携帯電話 お申込人・代表者 ( )-( )-( ) 上記以外の方( )-( )-( )	メールアドレス (a)	<input type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。	
お借入希望日 月 日	ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	創業年月 明・大・昭・平・令 年 月 創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)	業種	従業員数 (家族従業員を含みます) 人
毎月のご返済希望日	ご希望の返済日に○を付けてください。	5日・10日・15日・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	ご返済金のお支払方法	口座振替 ( )	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫
資金のお使いみち(注)	運転資金 万円	設備資金 万円	(該当する項目に○を付けてください。)		
当公庫とのお取引	有・無 (どこで公庫をお助になったかA群、B群から1つを選択するものに○を付けてください。)	A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 6 取引先・同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他 B群: 1 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント、5 会報誌、 6 広報誌、メールマガジン 7 新聞、雑誌等のメディア	お申込人または法人代表者の方のご家族	続柄	お名前 フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ

借入申込・調査には手数料・調査料等は一切不要です。

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdf)を参照し、同意したうえで、に✓印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

**担保・保証の条件をご選択ください。**

A・ B いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。  
また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  C のチェック欄に✓印をお付けください。  
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度はございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

**A 担保の提供を希望しない。**

新たに事業を始める方  
税務申告を2期終えていない方  
新創業融資制度(注1)

<無担保・無保証人(原則)>

チェック欄

税務申告を2期以上行っている方  
担保を不要とする融資(注2)

<法人:無担保・代表者保証(原則)>  
<個人:無担保・無保証人(原則)>

チェック欄

**B 不動産等の担保の提供などを希望する。**

(株) 抵当権の設定等の  
手続きが必要です。

チェック欄

C 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3) チェック欄

(注1) ご利用には一定の要件に該当する必要があります。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せられます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人信用情報機関の利用・個人信用情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関(注の1)および同機関と提携する個人信用情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分	<p>☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。 創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。</p> <p>☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。</p> <p>☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。</p> <p>(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。</p>
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)	
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」	

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

フリガナカ) コウカワ ショウテン 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)		〒10000004 区(03)-(3370)-(XXXX) 注 フリガナ チヨダク オオナマチ 記載	
株式会社 甲川商店		本店所在地 千代田区大手町1-9-4 [本店所在地の不動産所有・借用] <input checked="" type="checkbox"/>	
ビル・マンション名 ( ) 号室 ( )		〒00000000 区( )-( )-( )	
フリガナ コウカワ タロウ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))		フリガナ 同上 [営業所所在地の不動産所有・借用] <input type="checkbox"/>	
甲川太郎		ビル・マンション名 ( ) 号室 ( )	
個人事業主の方・法人代表者の方 {性別 男・女 生年月日 大( )平( )令( )年( )月( )日}		〒1600043 区(03)-(3342)-(XXXX) フリガナ シンジュク7 ニシシンジウ お申込人または法人代表者の方の住所 新宿区西新宿1-14-9 [住所の不動産所有・借用] <input type="checkbox"/>	
ビル・マンション名 (西新宿1-14-9) 号室 ( )		お申込人・代表者 (090)-(1234)-(XXXX)	
お申込金額 500 万円		携帯電話 上記以外の方 [ ]( )-( )-( )	
お借入希望日 4 月 7 日		メールアドレス kougawa @ xxx.xx.xx	
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。) 5 年 元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月まで希望		<input checked="" type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。	
毎月のご返済希望日 ご希望の返済日に 5日・10日 15日 20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)		創業年月 明・大・昭( )令( )年( )月( )日 (創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月))	
ご返済金のお支払方法 口座振替 (0000) 銀行(信用金融) 信用組合・労働金庫		業種 菓子製造業(卸) 従業員数 4 人 (家族従業員を含みます)	
資金のお使いみち(注) ① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他		お申込人または法人代表者の方のご家族	
当公庫とのお取引 有(無) (どこで当公庫をお取りになったかA群、B群から1つずつ該当するものに○を付けてください)		続柄 名前 年齢 ご職業・学年	
A群 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 (開業) 6 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他		妻 フリガナ コウカワ カズコ 38 家業	
B群 ① 口コミ ② ホームページ ③ 相談会 ④ セミナー、イベント ⑤ 会報誌、(採録) 広報誌、メールマガジン ⑥ 新聞、雑誌等のメディア		長男 フリガナ " カズオ 13 中学1年	
		長女 フリガナ " サヨコ 11 小学5年	
		二男 フリガナ " シロウ 9 小学3年	

「事業者サポートマガジン」の登録上(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdfを参照)に同意したうえで、に印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

**担保・保証の条件をご選択ください。**

A・ B いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。

また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  C のチェック欄に✓印をお付けください。  
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<p><b>A 担保の提供を希望しない。</b></p> <p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1) &lt;無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p>税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注2) &lt;法人:無担保・代表者保証(原則) 個人:無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p><b>B 不動産等の担保の提供などを希望する。</b></p> <p>(根) 抵当権の設定等の 手続きが必要です。</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
<p><b>C 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)</b></p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>		

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せされます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑥の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(国民生活事業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

いずれか一方にチェックしてください。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高(①)	年 月	千円
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高(②)	年 月	千円
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高(③)		千円
最近1ヵ月の売上高	年 月	千円
2ヵ月前の売上高	年 月	千円
3ヵ月前の売上高	年 月	千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高(④)		千円
令和元年12月の売上高(⑤)		千円
令和元年11月の売上高		千円
令和元年10月の売上高		千円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
- 2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
- 3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いしますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(国民生活事業)

<業歴が1年1ヵ月以上の方>  
①と②を比較します。

<月の途中から売上が減少している方・  
締日が月末でない方>  
起算日が属する月を記載し、当該起算日から1  
か月の売上高を記載してください。  
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を  
記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

いずれか一方にチェックしてください。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	令和2年3月	① 1,234 千円
<input type="checkbox"/> <u>業歴が1年1ヵ月以上の方</u> ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高 (②)	平成31年3月	② 1,567 千円
<input type="checkbox"/> <u>業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方</u> ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高 (③)		③ 1,530 千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年3月	1,234 千円
2ヵ月前の売上高	令和2年2月	1,567 千円
3ヵ月前の売上高	令和2年1月	1,789 千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)		④ 1,699 千円
令和元年12月の売上高 (⑤)		⑤ 1,456 千円
令和元年11月の売上高		1,654 千円
令和元年10月の売上高		1,987 千円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
- 2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
- 3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

<業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方>  
①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。



# ご商売の概要(お客さまの自己申告書)

[令和 年 月 日作成]

☆ この書類は、ご面談にかかる時間を短縮するために利用させていただきます。なお、本書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。  
 ☆ お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、借入申込書に添えてご提出ください。

お名前

## 1 企業の沿革・経営者の略歴等

企業の沿革	現在地での営業開始時期	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	公庫処理欄
	年月	内容			
経営者の略歴	過去経験				
	<input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあり、現在もその事業を続けている。 ( ⇒事業内容: ) <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあるが、既にその事業をやめている。 ( ⇒やめた時期: 年 月 )				
実 際 経 営 者	<input type="checkbox"/> お申込人又は法人代表者		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
関 連 企 業	企業名 ( )		代表者名 ( )		所在地 ( )
許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 特になし		<input type="checkbox"/> 有 ( )		

## 2 従業員

常勤役員の数 (法人の方のみ)	人	従業員数 (3ヵ月以上継続雇用者※)	人	(うち家族従業員)	人
				(うちパート従業員)	人

※最近雇用し、3ヵ月以上継続雇用を予定している者も含まれます。

## 3 お借入の状況(法人の場合、代表者の方のお借入)

お借入先名	お使いみち	お借入残高	年間返済額
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円

## 4 取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容	①	(売上シェア %)
	②	(売上シェア %)
	③	(売上シェア %)

## 5 取引先・取引関係等

	フリガナ 取引先名 (所在地等(市区町村))	取引年数 シェア	掛取引 の割合	うち手形割合 手形のサイト	回収・支払の条件	公庫処理欄
		年	%	%	日 日回収	
主な販売先	( )	%	%	日	日回収	
	ほか 社	%	%	日	日回収	
主な仕入先	( )	%	%	日	日支払	
	ほか 社	%	%	日	日支払	

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(中小企業事業本部)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 借入申込書

当社(私)は、下記のとおり、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部に対し、「申込みに係る留意事項」(※)を理解し同意のうえ、借入を申込みます。

なお、本申込みに係る借入れについては、当社(私)の事業の用に供することとし、金融機関からの既借入金の単なる肩代わりには使用いたしません。

## 記

申込金額	_____百万円 (内、公庫から融資を受けている借入金の借換分_____百万円)
資金使途 (使いみち)	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金
備考	

## (※) 申込みに係る留意事項

- ・ 手続を進めるには、「個人情報の利用目的に係る同意書」が必要になります。既に提出済みのお客様については再度の提出は不要です。
- ・ 審査には別途資料の提出が必要になります。
- ・ 借入れに係るその他の諸条件(期間・担保・保証人など)は、別途協議となります。
- ・ 審査結果等によってはご希望に添えない場合があります。
- ・ 当初申込金額から変更を希望する場合は、公庫担当者宛ご連絡ください。  
なお、金額が変更になった場合、当該申込書の再提出は不要です。
- ・ 本書及び受領した資料は、公庫で適切に保管し、用済み後は処分させていただきます。
- ・ 公庫資金の借入利率は、政策目的等により定められているものであり、他の金融機関との交渉材料に用いることのないよう、お願いします。

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(中小企業事業本部)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

### 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	年 月	円

いずれか一方にチェックしてください。

業歴が1年1ヵ月以上の方  
⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入下さい。

前年(前々年)同期の売上高 (②)	年 月	円
-------------------	-----	---

業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方等  
⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 過去3ヵ月間の平均売上高 (③)	円
最近1ヵ月の売上高	年 月 円
2ヵ月前の売上高	年 月 円
3ヵ月前の売上高	年 月 円
<input type="checkbox"/> 令和元年12月の売上高 (④)	円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (⑤)	円
令和元年12月の売上高	円
令和元年11月の売上高	円
令和元年10月の売上高	円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
 2 売上高は正確に記載してください。  
 3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。  
 4 本申告書への実印等の押印は不要です。

**記載例**

令和 2 年 2 月 25 日

貴社で作成している売上高が把握できる書類（試算表、売上帳など）がある場合は、当該資料のご提出で差し支えありません（この場合、本申出書の提出は不要です。）。

住 所  
商号又は名称

新

原則として、借入申込みの前月（又は令和2年1月以降の把握できる最新月）1ヵ月（月ベース）の売上高をご記載ください。  
ただし、月の途中の売上高が把握できる場合は、借入申込みの前日（又は把握できる最新日）からさかのぼって1ヵ月間の売上高（注）でも差し支えありません（この場合、年月欄は「令和2年2月25日～令和2年3月24日」などをご記載ください。）。

次表のとおり  
ることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	令和2年 3月	100,167,800 円

い  
ず  
れ  
か  
一  
方  
に  
チ  
ェ  
ッ  
ク  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

業歴が1年1ヵ月以上の方  
⇒ 前年（前々年）同期の売上高をご記入下さい。

前年（前々年）同期の売上高 (②)	平成31年 3月	158,958,700 円
-------------------	----------	---------------

業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方等  
⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高（注）と上記に対応した前年（前々年）同期の期間をご記載ください

<input type="checkbox"/> 過去3ヵ月間の平均売上高 (③)		円
最近1ヵ月の売上高	年 月	円
2ヵ月前の売上高	年 月	円
3ヵ月前の売上高	年 月	円
<input type="checkbox"/> 令和元年12月の売上高 (④)		円
<input type="checkbox"/> 令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (⑤)		円
令和元年12月の売上高		円
令和元年11月の売上高		円
令和元年10月の売上高		円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
2 売上高は正確に記載してください。  
3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。  
4 本申告書への実印等の押印は不要です。

ご提出書類、本申出書の記載について、ご不明点がある場合は、公庫窓口までご連絡ください。

(2.3)

### 3 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

#### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来している生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれかに該当する方

- (1) 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して  
5%以上減少した方
- (2) 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

#### 【融資条件】

- ①融資利率：当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利  
貸付期間5年の場合 国民事業1.36%⇒0.46%  
（令和2年8月1日時点）※貸付期間により変動有
- ②融資限度額：国民事業8,000万円  
（利下げ限度額：国民事業4,000万円）
- ③償還期間：運転資金15年以内（据置5年以内）  
設備資金20年以内（据置5年以内）
- ④信用保証料：なし
- ⑤担保：無担保

## 【融資までの流れ】

### ①日本政策金融公庫への融資申込み

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

#### 《個人・法人共通》

- ・借入申込書

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 P138)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 P142)

- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料(資金繰り表など)

- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画

#### 《個人》

- ・最近2期分の申告決算書(申告されている方)

#### 《法人》

- ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書含む)

#### 《はじめて日本政策金融公庫を利用される場合》

- ・ご商売の概要(お客さまの自己申告書)

(日本政策金融公庫所定の様式 参照 P144)

- ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本(法人の場合)



### ②日本政策金融公庫の審査



### ③日本政策金融公庫から事業者への融資

## 特別利子補給制度

### 【適用対象】

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った方のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含む小規模限定）：要件なし
- ②小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少
- ③中小企業者：売上高20%以上減少

### ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

期間：借入後当初3年間  
補給対象上限：4,000万円

### 【申込み・相談先】

日本政策金融公庫

岐阜支店（岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟）

（国民生活事業）058-263-2136

多治見支店（多治見市本町2-70-5 東鉄ビル）

（国民生活事業）0572-22-6341

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お申込人名	フリガナ 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 本店所在地 ビル・マンション名( )号室	注 ご郵送
	フリガナ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 営業所所在地 ビル・マンション名( )号室	
	個人事業主の方・法人代表者の方 性別 男・女 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ お申込人または 法人代表者の方の ご住所 ビル・マンション名( )号室	[ご住所の不動産 所有・借用]
お申込金額	万円	携帯電話	お申込人・代表者 ( )-( )-( ) 上記以外の方 [ ]( )-( )-( )	
お借入希望日	月 日	メールアドレス	@	
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	<input type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。		
毎月のご返済希望日	ご希望の返済日に○を付けてください 5日・10日・15日・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	創業年月	明・大・昭・平・令 年 月 創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)	
ご返済金のお支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 (銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫)	業種	従業員数 [家族従業員を含みます]	人
資金のお使いみち (注)	運転資金 万円 設備資金 万円 (該当する項目に○を付けてください。)	お申込人または法人代表者の方のご家族	続柄	お名前 年齢 ご職業・学年
当公庫とのお取引	有・無 (どこで当公庫をお知りになったかA,B群から1つずつ該当するものに○を付けてください。)	フリガナ		
A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 (46年) 6 取引先・同業者・(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他		フリガナ		
B群: 1 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー・イベント 5 会報誌、 (46年) 広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア		フリガナ		
		フリガナ		
		フリガナ		

借入申込・調査には手数料・調査料等は一切不要です。

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdf)を参照

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

担保・保証の条件をご選択ください。

A  B いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。

また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  C のチェック欄に✓印をお付けください。

(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<p><input type="checkbox"/> A 担保の提供を希望しない。</p> <p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1) &lt;無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/> B 不動産等の担保の提供などを希望する。</p> <p>(根) 抵当権の設定等の 手続きが必要です。</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
--	--

C 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3) チェック欄

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上昇させられます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。



# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意です。同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナ <u>カウカワ ショウテン</u> 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒 <u>10000004</u> (03)-(3370)-(XXXX)	注 な ご 鑑 査
	株式会社 甲川商店	フリガナ <u>チヨダク オオテマチ</u> 本店所在地 <u>千代田区大手町1-9-4</u> (本店所在地の不動産所有) (借用) <input checked="" type="checkbox"/>	
	フリガナ <u>コウカワ タロウ</u> 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署をお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒 <u>00000000</u> ( )-( )-( ) フリガナ <u>同上</u> 営業所所在地 <u>同上</u> (営業所所在地の不動産所有) (借用) <input type="checkbox"/>	
	甲川太郎	〒 <u>1600003</u> (03)-(3342)-(XXXX) フリガナ <u>シンジュウ ニシシジュウ</u> お申込人または法人代表者の方のご住所 <u>新宿区西新宿1-14-9</u> (ご住所の不動産所有) (借用) <input type="checkbox"/>	
お申込金額	<u>500</u> 万円	携帯電話	お申込人・代表者 (090)-(1234)-(XXXX)
お借入希望日	<u>4</u> 月 <u>7</u> 日	メールアドレス	<u>kougawa @ xxx.xx.xx</u>
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	<u>5</u> 年 元金据置 <u>1</u> 希望なし	<input checked="" type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。	
毎月のご返済希望日	ご希望の返済日に○を付けてください。 5日・10日 <u>15日</u> ・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	創業年月	明・大・昭 <u>10</u> 年 <u>4</u> 月 (創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月))
ご返済金のお支払方法	口座振替 (〇〇〇〇) 銀行(信用金融) 信用組合・労働金庫	業種	<u>菓子製造業(卸)</u> 従業員数 <u>4</u> 人 (家族従業員を含みます)
資金のお使いみち(注)	運転資金 <u>200</u> 万円 設備資金 <u>300</u> 万円 (該当する項目に○を付けてください。)	お申込人または法人代表者の方のご家族	
当公庫とのお取引	有(無) (どこで当公庫をお知りになったかA群、B群から1つずつ該当するものに○を付けてください。)	続柄	お名前
A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士(同族)		妻	フリガナ <u>カウカワ カズコ</u> お名前 <u>甲川 和子</u> 年齢 <u>38</u> 職業・学年 <u>家業</u>
B群: 1 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、(無料) 広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア		長男	フリガナ <u>カズオ</u> お名前 <u>一夫</u> 年齢 <u>13</u> 職業・学年 <u>中学1年</u>
		長女	フリガナ <u>サヨコ</u> お名前 <u>小夜子</u> 年齢 <u>11</u> 職業・学年 <u>小学5年</u>
		二男	フリガナ <u>ジロウ</u> お名前 <u>二郎</u> 年齢 <u>9</u> 職業・学年 <u>小学3年</u>

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdfを参照)に同意したうえで、に印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

## 担保・保証の条件をご選択ください。

いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。

また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  のチェック欄に✓印をお付けください。

(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<p><b>A</b> 担保の提供を希望しない。</p> <p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1) ＜無担保・無保証人(原則)＞</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p>税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注2)</p> <p>＜法人: 無担保・代表者保証(原則)＞ ＜個人: 無担保・無保証人(原則)＞</p> <p>チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p><b>B</b> 不動産等の担保の提供などを希望する。</p> <p>(根) 抵当権の設定等の 手続きが必要です。</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
--	--	--

「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3) チェック欄

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せされます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

## 公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項

### 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

### 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・申告決算書 最近2期分</li> </ul>	<p>☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。</p> <p>創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。</p> <p>☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。</p> <p>☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。</p> <p>{ このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は } { お返しできませんので、あらかじめご了承ください。 }</p>
法人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方)</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。)</li> <li>・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)</li> </ul>	
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」	

公庫処理欄

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(国民生活事業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

いずれか一方にチェックしてください。

	年月	金額									
最近1ヵ月の売上高 (①)	年 月	千円									
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。											
前年(前々年)同期の売上高 (②)	年 月	千円									
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。											
過去3ヵ月間の平均売上高 (③)		千円									
<table border="1"> <tr> <td>最近1ヵ月の売上高</td> <td>年 月</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>2ヵ月前の売上高</td> <td>年 月</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月前の売上高</td> <td>年 月</td> <td>千円</td> </tr> </table>	最近1ヵ月の売上高	年 月	千円	2ヵ月前の売上高	年 月	千円	3ヵ月前の売上高	年 月	千円		
最近1ヵ月の売上高	年 月	千円									
2ヵ月前の売上高	年 月	千円									
3ヵ月前の売上高	年 月	千円									
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)		千円									
	令和元年12月の売上高(⑤)	千円									
	令和元年11月の売上高	千円									
	令和元年10月の売上高	千円									

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
- 2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
- 3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いしますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(国民生活事業)

＜業歴が1年1ヵ月以上の方＞

①と②を比較します。

＜月の途中から売上が減少している方・  
締日が月末でない方＞

起算日が属する月を記載し、当該起算日から1  
か月の売上高を記載してください。  
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を  
記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

いずれか一方にチェックしてください。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	令和2年3月	① 1,234千円
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高 (②)	平成31年3月	② 1,567千円
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高 (③)		③ 1,530千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年3月	1,234千円
2ヵ月前の売上高	令和2年2月	1,567千円
3ヵ月前の売上高	令和2年1月	1,789千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)		④ 1,699千円
令和元年12月の売上高 (⑤)		⑤ 1,456千円
令和元年11月の売上高		1,654千円
令和元年10月の売上高		1,987千円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は ①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
 2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。  
 3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

＜業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方＞

①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

ご商売の概要(お客さまの自己申告書)

[令和 年 月 日作成]

☆ この書類は、ご面談にかかる時間を短縮するために利用させていただきます。なお、本書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。  
 ☆ お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、借入申込書に添えてご提出ください。

お名前

1 企業の沿革・経営者の略歴等

企業の沿革	現在地での営業開始時期	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	公庫処理欄
	年月	内容			
経営者の略歴					
	過去の経験	<input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあり、現在もその事業を続けている。 ( ⇒ 事業内容: ) <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあるが、既にその事業をやめている。 ( ⇒ やめた時期: 年 月 )			
実 際 経 営 者	<input type="checkbox"/> お申込人又は法人代表者		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
関 連 企 業	企業名 ( ) 代表者名 ( ) 所在地 ( )				
許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 特になし		<input type="checkbox"/> 有 ( )		

2 従業員

常 勤 役 員 の 人 数 ( 法 人 の 方 の み )	人	従 業 員 数 ( 3 ヶ 月 以 上 継 続 雇 用 者 ※ )	人	(うち家族従業員)	人	(うちパート従業員)	人
----------------------------------	---	--------------------------------------	---	-----------	---	------------	---

※最近雇用し、3ヵ月以上継続雇用を予定している者も含まれます。

3 お借入の状況(法人の場合、代表者の方のお借入)

お借入先名	お使いみち	お借入残高	年間返済額
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円
	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	万円	万円

4 取扱商品・サービス

取 扱 商 品 ・ サ ー ビ ス の 内 容	①	(売上シェア %)
	②	(売上シェア %)
	③	(売上シェア %)

5 取引先・取引関係等

	フリガナ 取引先名 (所在地等(市区町村))	取引年数 シェア	掛取引 の割合	うち手形割合 手形のサイト	回収・支払の条件	公庫処理欄
主 な 販 売 先	( )	年 %	%	%	日 日回収	
	ほか 社	%	%	%	日 日回収	
主 な 仕 入 先	( )	年 %	%	%	日 日支払	
	ほか 社	%	%	%	日 日支払	

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

## 4 衛生環境激変対策特別貸付（日本政策金融公庫）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- (1) 最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

### 【融資条件】

①融資利率：基準金利1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9%  
(令和2年5月1日現在)

※貸付期間・担保の有無により変動有

②融資限度額：飲食店営業及び喫茶店営業 別枠1,000万円  
(旅館業は別枠3,000万円)

③償還期間：運転資金7年以内（据置2年以内）

④信用保証料：なし

⑤担保：必要により

### 【融資までの流れ】

①日本政策金融公庫への融資申込み

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書（日本政策金融公庫所定の様式 参照 P147）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料（日本政策金融公庫所定の様式 参照 P151）

- ・直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）



②日本政策金融公庫の審査



③日本政策金融公庫から事業者への融資

### 【申込み・相談先】

日本政策金融公庫

岐阜支店（岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟）

（国民生活事業）058-263-2136

（中小企業事業）058-265-3171

多治見支店（多治見市本町2-70-5 東鉄ビル）

（国民生活事業）0572-22-6341



受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)

株式会社日本政策金融公庫

(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナ 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	注 ご 選 別
	フリガナ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 本店 所在地 ビル・マンション名( ) 号室( )
	個人事業主の方・法人代表者の方 {性別 男・女 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ 営業所 所在地 ビル・マンション名( ) 号室( )
お申込金額	万円	〒□□□□□□ □( )-( )-( )	フリガナ お申込人または 法人代表者の方の ご住所 ビル・マンション名( ) 号室( )
お借入希望日	月 日	携帯電話 お申込人・代表者 ( )-( )-( ) 上記以外の方( )-( )-( )	メール アドレス
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	元金据置 年 月 日まで希望	1 希望なし 2 令和 年 月 日まで希望	<input type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。
毎月のご返済希望日	ご希望の返済日に○を付けてください。	5日・10日・15日・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	創業年月 明・大・昭・平・令 年 月 創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)
ご返済金のお支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 (銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫)		業 種 従業員数 [家族従業員を含みます] 人
資金のお使いみち(注)	運転資金 万円 設備資金 万円 (該当する項目に○を付けてください。)		お申込人または法人代表者の方のご家族
当公庫とのお取引	有・無 (どこで当公庫をお知りになったかA群、B群から1つずつ該当するものに○を付けてください。)		続柄 フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ
A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 6 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他			お名前 年齢 ご職業・学年
B群: 1 FCOMI 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、 6 広報誌、メールマガジン 7 新聞、雑誌等のメディア			

借入申込・調査には手数料・調査料等は一切不要です。

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項(https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdfを参照)に同意したうえで、に印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

## 担保・保証の条件をご選択ください。

**A・B** いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。  
また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は**C**のチェック欄に✓印をお付けください。  
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)  
他にも無担保・無保証人の制度はございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<b>A</b> 担保の提供を希望しない。	<b>B</b> 不動産等の担保の提供などを希望する。
<p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1)</p> <p>&lt;無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p>税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注2)</p> <p>&lt;法人:無担保・代表者保証(原則)&gt; &lt;個人:無担保・無保証人(原則)&gt;</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
<p>(注1) ご利用には一定の要件に該当する必要があります。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。</p> <p>(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。</p> <p>(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せされます。</p>	

**C** 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

{ このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は、お返しできませんので、あらかじめご了承ください。 }

受付  
月日  
受付  
番号

# 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
株式会社日本政策金融公庫  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

お 申 込 人 名	フリガナカ) <u>コウカワ ショウテン</u> 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒 <u>0200004</u> ☎(03)-(3270)-(XXXX)	注 ご郵送
	<b>株式会社 甲川商店</b>	フリガナ <u>コウカワ オオエマチ</u> 本店所在地 <u>千代田区大手町1-9-4</u> (本店所在地の不動産所有・借用) <input checked="" type="checkbox"/>	
	フリガナ <u>コウカワ タロウ</u> 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒 <u>0200000</u> ☎( )-( )-( ) フリガナ <u>同上</u> 営業所所在地 (営業所所在地の不動産所有・借用) <input type="checkbox"/>	
	<b>甲川太郎</b>	〒 <u>1600029</u> ☎(03)-(3342)-(XXXX) フリガナ <u>シンジウク ニシシンジウ</u> お申込人または法人代表者の方のご住所 <u>新宿区西新宿1-14-9</u> (ご住所の不動産所有・借用) <input type="checkbox"/>	
お申込金額	<u>500</u> 万円	携帯電話	お申込人・代表者 (090)-(1234)-(XXXX) 上記以外の方 [ ]( )-( )-( )
お借入希望日	<u>4</u> 月 <u>7</u> 日	メールアドレス	<u>kougawa @ xxx.xx.xx</u>
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	<u>5</u> 年 元金据置 <u>1</u> 希望なし 2 令和 年 月 まで希望	<input checked="" type="checkbox"/> 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。	
毎月のご返済希望日	ご希望の返済日に○を付けてください。 5日・10日 <u>15日</u> ・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)	創業年月	明・大・昭 <u>10</u> 年 <u>4</u> 月 (創業・創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月))
ご返済金のお支払方法	口座振替 ( <u>0000</u> ) 銀行・(信用金融) 信用組合・労働金庫	業種	<u>菓子製造業(卸)</u> 従業員数 <u>4</u> 人 (家族従業員を含みます)
資金のお使いみち (注)	① 商品、材料仕入 ② 店舗・工場 ③ 機械設備 ④ 土地 ⑤ その他	お申込人または法人代表者の方のご家族	続柄 名前 年齢 ご職業・学年
当公庫との取引	有 (無) (どこで当公庫をお知りになったかA群、B群から1つ該当するものに○を付けてください。)	妻	フリガナ <u>コウカワ カズコ</u> 38 家業
A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生衛組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士(特例) 6 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他		長男	フリガナ <u>カズオ</u> 13 中学1年
B群: 1 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア		長女	フリガナ <u>ケコ</u> 11 小学5年
		二男	フリガナ <u>ジロウ</u> 9 小学3年

「事業者サポートマガジン」の登録上の注意事項 (https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/mail\_magazine\_notice.pdf) を参照し、同意したうえで、□に印をお付けください。

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

**担保・保証の条件をご選択ください。**

いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。  
また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  のチェック欄に✓印をお付けください。  
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<p><b>A</b> 担保の提供を希望しない。</p> <p>新たに事業を始める方 税務申告を2期終えていない方 新創業融資制度(注1) 〈無担保・無保証人(原則)〉</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>	<p>税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注2)</p> <p>〈法人:無担保・代表者保証(原則) 個人:無担保・無保証人(原則)〉</p> <p>チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p><b>B</b> 不動産等の担保の提供などを希望する。</p> <p>・(根) 抵当権の設定等の手続きが必要です。</p> <p>チェック欄 <input type="checkbox"/></p>
--	--	--

**C** 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)

(注1) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
(注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
(注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乘せられます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

# 公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

## 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意です。同意されない方は、次の□に✓をつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。

公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

## 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報が、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0120-810-414]
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>) [TEL 03-3214-5020]  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

## 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。

## 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・申告決算書 最近2期分
法人営業の方	・企業概要書(はじめてご利用になる方) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方) ・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料

○対象業種： 飲食店営業 喫茶店営業 旅館業

(該当するものに○をつける)

1 新型コロナウイルス感染症の発生による影響内容

該当するものに「レ」を付ける(複数選択可)。

<input type="checkbox"/>	修学旅行、観光旅行者の団体予約がキャンセルとなった。
<input type="checkbox"/>	観光旅行者の来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/>	出張等ビジネス客の減少から来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/>	周辺地域で感染例が出たため人通りが減少し、来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/>	外出を自粛する等で予約がキャンセルとなった。
<input type="checkbox"/>	外出を自粛する等で来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/>	その他 [ ]

(注)「その他」に該当する場合、具体的な影響内容について [ ] 内に記載する。

2 売上高の状況

	影響を受けた時期の売上高の状況(注1)		最近の売上高の状況(注2)		
	影響を受けた月の前月 ( 月 )	影響を受けた月 ( 月 )	前々月 ( 月 )	前月 ( 月 )	最近1ヵ月 ( 月 )
本年の売上高 【A】	千円	千円	① 千円	② 千円	③ 千円
前年又は前々年 【B】(注3)	千円	千円	千円	千円	千円
減少率 (1-A/B)×100	%	%	%	%	%

【留意事項】

(注1)「最近の売上高の状況」欄の各月と重複する場合は、記載を省略して差し支えない。

(注2) 1 本欄の各項目については、必ず記載すること。

2 「最近1ヵ月」の「減少率」が10%未満の場合、衛生環境激変特別貸付の適用はできない。

(注3) 1 営業歴が1年未満の場合は、「前年又は前々年同月」に代えて「最近1ヵ月を含む過去3ヵ月の売上高の平均額 [(①+②+③)÷3]」を記入する。

2 営業歴が3ヵ月に満たない場合は、衛生環境激変特別貸付の対象とならない。

令和 年 月 日

商号又は法人名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

申込人又は代表者名 \_\_\_\_\_ 印

## 5 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け制度） （商工組合中央金庫）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

（１）最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して  
５％以上減少した方

（２）業歴３か月以上１年１か月未満の場合等は、最近１か月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３か月（最近１か月を含む）の平均売上高

b 令和元年１２月の売上高

c 令和元年１０月～１２月の売上高平均額

### 【融資条件】

①融資利率：当初３年間基準金利▲０．９％ ４年目以降基準金利  
貸付期間５年の場合 １．１１％⇒０．２１％

（令和２年８月１日時点）※貸付期間により変動有

②融資限度額：６０，０００万円

（利下げ限度額：２０，０００万円）

③償還期間：運転資金１５年以内（据置５年以内）

設備資金２０年以内（据置５年以内）

④信用保証料：なし

⑤担保：無担保

## 【融資までの流れ】

### ①商工組合中央金庫への融資申込み

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書  
(商工組合中央金庫所定の様式 参照 P155)
  - ・商業登記簿謄本 (写)
  - ・最近3期分の決算書 (写)
  - ・直近の売上高が把握できる資料、金融機関別取引状況表
  - ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料 (資金繰り表など)
  - ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画  
《はじめて商工組合中央金庫を利用される場合》
  - ・会社概要、事業に必要な許認可証 (写)、収支計画書など
- ※商工組合中央金庫は、株主である中小企業の組合と、その組合の皆様を融資対象としているため、組合へ未所属の場合は、加入手続き、預金口座の開設手続きも必要です。



### ②商工組合中央金庫の審査



### ③商工組合中央金庫から事業者への融資

## 特別利子補給制度

### 【適用対象】

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った方のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含む小規模限定）：要件なし
- ②小規模事業者（法人）：売上高15%以上減少
- ③中小企業者：売上高20%以上減少

### ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

期間：借入後当初3年間  
補給対象上限：20,000万円

### 【申込み・相談先】

商工組合中央金庫

岐阜支店（岐阜市若宮町9-16） 電話：058-263-9191

高山営業所（高山市天満町5-1 地場産ビル2階）

電話：0577-32-3353





**制度条件への該当確認**

前々年同月 年 月 単月売上高	前年同月 年 月 単月売上高	直近 年 月 単月売上高	減少率
円	円	円	%

- ※ 現時点で把握可能な令和2年1月以降の直近単月売上高、その前年同月比または前々年同月比売上高をご記載ください。
- ※ 令和2年1月以降の直近単月売上高がその前年同月比または前々年同月比5%以上減少していることが、制度条件です。
- ※ 売上高減少を確認するため、試算表等の疎明資料をご提出ください。

**ご確認事項**

私は、下記事象に該当したことはありません。

- ① 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始、その他、債務整理に関して裁判所の関与する手続申立てがあった。
- ② 手形不渡または手形交換所の取引停止処分があった。
- ③ 差押、保全差押または仮差押の命令または通知、競売手続の開始があった。
- ④ 不渡りになった割引手形または担保手形の買戻し若しくは差換えができなかった。
- ⑤ 借入金の元金若しくは利息について、延滞後3ヵ月が経過した。または、最終返済日に延滞し、完済できなかった。
- ⑥ 差し入れた担保の滅失時に、担保権者の請求にもかかわらず担保の差換えまたは追加ができなかった。

私は、現在、事業を継続しており、休業の予定もありません。

本件借入金は、「申込内容」に記載の資金使途に充当するものであり、商工中金または他の民間金融機関の借入金返済には充当しません。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、先行して商工中金から借り入れた資金を除く。

**重要事項**

**○危機対応制度の概要**

危機対応制度とは、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下公庫）が指定金融機関である商工中金に対して一定の信用の供与を行うものです。

従いまして商工中金によるご融資条件に加え、公庫における制約事項等があることから、以下をご承知おき下さい。

- ・ 商工中金からのご融資には、審査がございます。審査の結果によっては、ご融資できない場合、もしくはご融資金額の減額、ご融資期間の短縮等、ご希望に沿えない場合があります。また、審査には時間を要する場合があります。
- ・ 公庫における予算制限等により、商工中金によるご融資内諾後においても、ご融資できない場合、もしくはご融資金額の減額、ご融資期間の短縮等、ご希望に沿えない場合があります。
- ・ 通常の審査に必要な資料に加えて、当該制度利用のための契約書・資料が別途必要です（別途ご案内させていただきます）。

**【商工中金使用欄】**

説明日時	説明場所	面接者（法人のみ）	説明者（職員）
令和 年 月 日 時			

検印	担当

## 6 経済変動対策資金（県制度融資）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も3%以上減少することが見込まれる方

### 【融資条件】

- ①融資利率：年1.4%
- ②融資限度額：1億円
- ③償還期間：運転資金 7年以内（据置1年以内）  
設備資金 10年以内（据置1年以内）
- ④信用保証料：年0.35～0.9%
- ⑤担保：原則無担保

### 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化の証明資料の準備（融資の対象となる売上減少の証明資料）

例：試算表、売上台帳など



- ②「経済変動対策資金要件（力）報告書」の作成 参照 P159

※様式は県公式HPからダウンロードしてご利用ください。

「岐阜県庁」で検索 > 県政情報 > 組織案内 > 商工労働部 > 商業・金融課の紹介

※報告書の作成については、県から金融機関に対して、積極的なサポートをお願いしておりますので、ひとまず、作成前に経営悪化の証明資料を持参していただき、相談されることをお勧めします。



### ③金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・経済変動対策資金要件（力）報告書
- ・直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



### ④信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・信用保証委託申込書

### ⑤金融機関・信用保証協会の審査



### ⑥金融機関からの事業者への融資

#### 【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

# 経済変動対策資金要件（力）報告書

年 月 日

御中

(※取扱金融機関名をご記入ください)

申込人

住所・氏名

印

当社（私）は、感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対処が必要と認めた疾病等による影響で、以下のとおり売上高又は売上総利益が減少していることを報告します。

また、要件確認を目的として、当該報告書（写）を岐阜県信用保証協会へ提供することについては、差し支えありません。

【最近の実績 I (A) の期間】

年 月

日から 1 か月間

【要件の種別】

売上高

売上総利益

(いずれかを  でチェックしてください)

		最近の実績 又は見込 (A)	前年同月に おける実績 (B)	減少割合 (C) $(1 - (A \div B)) \times 100$
I	1 か月間の売上高 又は売上総利益の実績			
II	2 か月間の売上高 又は売上総利益の見込			
III	I + II			

※ I (A) については、試算表や売上台帳等を基に記載をしてください。

※ II (A) については、I (A) と下段の「影響」を踏まえた予測値を記載してください。

※ I (B) 及び II (B) については、決算書等を基に記載をしてください。

※ I (C) 及び III (C) のいずれも 3% 以上減少となる場合、本要件の対象になります。

※感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対処が必要と認めた疾病等による影響については、以下のとおりです。


# 経済変動対策資金要件（力）報告書

申請日

令和2年 3月19日

融資を受ける金融機関の名称を記入

○ ○ 銀行 御中

(※取扱金融機関名をご記入ください)

申込人 岐阜市○○2-1-1

藪田工業株式会社

住所・氏名 代表取締役 藪田 太郎

実印

印

当社（私）は、感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対処が必要と認めた疾病等による影響で、以下のとおり売上高又は売上総利益が減少していることを報告します。

また、要件確認を目的として、当該報告書（写）を岐阜県信用保証協会へ提供することについては、差し支えありません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた最近1か月の初日

【最近の実績 I (A) の期間】

令和2年 2月 1日から1か月間

【要件の種別】  売上高  売上総利益 (いずれかをでチェックしてください)

		最近の実績 又は見込 (A)	前年同月に おける実績 (B)	減少割合 (C) (1-(A÷B))×100
I	1か月間の売上高 又は売上総利益の実績	10,000,000	12,000,000	16.6
II	2か月間の売上高 又は売上総利益の見込	20,000,000	23,000,000	
III	I + II	30,000,000	35,000,000	14.2

※ I (A) については、試算表や売上台帳等を基に記載をしてください。

※ II (A) については、I (A) と下段の「影響」を踏まえた予測値を記載してください。

※ I (B) 及び II (B) については、決算書等を基に記載をしてください。

※ I (C) 及び III (C) のいずれも3%以上減少となる場合、本要件の対象になります。

※感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対処が必要と認めた疾病等による影響については、以下のとおりです。

(記載例) 当社で製造する○○機について、部品の一部を中国の協力工場で生産している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、その部品が調達できなくなった。国内の協力工場による生産に切り替えたところだが、以前の生産量を確保できるだけの部品調達ができていない。当面のつなぎ資金の必要性がある。(※具体的にご記入ください)

## 7 「危機関連対応資金」(県制度融資)

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も15%以上減少することが見込まれる方

### 【融資条件】

- |   |
|---|
| ①融資利率：年1.0%                                   |
| ②融資限度額：1億円                                    |
| ③償還期間：運転資金 7年以内（据置1年以内）<br>設備資金 10年以内（据置1年以内） |
| ④信用保証料：年0.6%      ⑤担保：原則無担保                   |

### 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に「危機関連保証」の認定申請をする必要があります。 参照 P183

※様式例 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書（危機関連保証） 参照 P184

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

- ・ 消費税確定申告書の控えのコピー
  - ・ 決算報告書（内訳書を含む）のコピー
  - ・ 法人事業概況説明書（1年前3か月に対応する分）の表と裏のコピー
- 《個人・法人共通》
- ・ 許可、免許等を有する業種はその許可証等のコピー
  - ・ 売上高の根拠となる資料（試算表、売上台帳のコピー等）

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促しておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・ 借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書（危機関連保証）
- ・ 直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・ 運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・ 設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画





### ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・信用保証委託申込書

### ④金融機関・信用保証協会の審査



### ⑤金融機関から事業者への融資

#### 【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

## 8 「新型コロナウイルス感染症対策資金」(県制度融資)

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も20%以上減少することが見込まれる方

### 【融資条件】

#### 長期資金(1年を超え10年以内)

- ①融資利率：年1.0%
- ②融資限度額：8,000万円
- ③償還期間：運転資金 7年以内(据置1年以内)  
設備資金 10年以内(据置1年以内)
- ④信用保証料：年0.5%

#### 短期資金(償還期間が1年以内の 運転資金)の場合

信用保証料：県が全額負担

- ⑤担保：金融機関の判断によります。

### 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に「セーフティネット保証4号」の認定申請をする必要があります。参照 P175

※様式例 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(セーフティネット保証4号)参照 P176

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

・消費税確定申告書の控えのコピー

・決算報告書（内訳書を含む）のコピー

・法人事業概況説明書（1年前3か月に対応する分）の表と裏のコピー

《個人・法人共通》・許可、免許等を有する業種はその許可証等のコピー

・売上高の根拠となる資料（試算表、売上台帳のコピー等）

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促しておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

・借入申込書（金融機関所定の様式）

- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書（セーフティネット保証4号）
- ・ 直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・ 運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・ 設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



### ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・ 信用保証委託申込書

### ④金融機関・信用保証協会の審査



### ⑤金融機関から事業者への融資

#### 【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

## 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資） （実質無利子無担保融資）

### 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証のいずれかの認定を取得した方

### 【融資条件】

- ①融資利率：年1.4%
- ②融資限度額：4,000万円
- ③償還期間：運転資金10年以内（据置5年以内）  
設備資金10年以内（据置5年以内）
- ④信用保証料：年0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%）
- ⑤担保：原則無担保

### 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に「セーフティネット4号」、「セーフティネット5号」又は「危機関連保証」のいずれかの認定申請をする必要があります。参照 P175、P179、P183

※様式例 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（セーフティネット保証4号）参照 P176  
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（セーフティネット保証5号）参照 P180

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定  
申請書（危機関連保証） 参照 P184

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

・消費税確定申告書の控えのコピー

・決算報告書（内訳書を含む）のコピー

・法人事業概況説明書（1年前3か月に対応する分）の表と裏のコピー

《個人・法人共通》・許可、免許等を有する業種はその許可証等の  
コピー

・売上高の根拠となる資料（試算表、売上台帳の  
コピー等）

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促しておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・ 借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・ 直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・ 運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・ 設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画

上記に加えて以下のいずれかの認定書

- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（セーフティネット保証4号）
- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（セーフティネット保証5号）
- ・ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書（危機関連保証）



### ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・ 信用保証委託申込書

### ④金融機関・信用保証協会の審査



### ⑤金融機関から事業者への融資

#### 【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

## 利子補給制度

※一度、利息をお支払いいただき、その後融資を受けた金融機関を通じて、キャッシュバックを行います。

### 【適用対象】

- ① 売上高等が5%以上減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模※に限る）
- ② 売上高等が15%以上減少した小・中規模事業者（①を除く）

### 【利子補給】

期間：借入後当初3年間  
補給対象上限：4,000万円

## 信用保証料について

### 【適用対象】

- ① 売上高等が5%以上減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模※に限る）
- ② 売上高等が15%以上減少した小・中規模事業者（①を除く）
- ③ 売上高等が5%以上減少した小・中規模事業者（①を除く）

### ※小規模要件

- ・ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・ 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下



## 【保証料補給】

期間：償還期間全て

対象者：①②全額補給（利用者負担ゼロ）

③1／2補給（利用者負担年0.425%）（経営者  
保証免除対応を適用する場合は年0.525%）

補給対象上限：4,000万円

## 10 信用保証「危機関連保証」「セーフティネット保証」

日本政策金融公庫や県制度融資のほか、民間金融機関から融資を受ける場合に利用できる信用保証制度をご紹介します。

### ○危機関連保証

**全国全業種<sup>※1</sup>の事業者を対象に、一般保証枠やセーフティネット保証枠とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証。**

一般保証枠（2.8億円）と別に、最大で5.6億円の信用保証枠が確保可能です。

※売上高が前年同月比15%以上減少等の場合

### ○セーフティネット保証4号

**全国全業種<sup>※1</sup>の事業者を対象に、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。**

※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合

### ○セーフティネット保証5号

**特に重大な影響が生じている業種について、一般とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証。**

※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合

※指定業種は、経済産業省・中小企業庁のホームページより確認ができます。令和2年5月1日～令和3年1月31日については、**全業種<sup>※1</sup>**が指定されました。

※<sup>1</sup>業種は、信用保証対象業種に限ります。

なお、5月15日より保証対象業種が一部拡大されました。（パチンコ、バー等）詳しくは、岐阜県信用保証協会、または岐阜市信用保証協会にご相談ください。

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 0120-015-047

岐阜市信用保証協会 企画情報課 058-265-4611

○認定書の有効期限については、従来30日間としていましたが、中小企業庁からの配慮要請に基づき、令和2年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書については、有効期限が令和2年8月31日までになります。

# 「セーフティネット保証4号」による民間金融機関融資

## 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も20%以上減少することが見込まれる方

## 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に認定申請をする必要があります。参照 P175

※様式例 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(セーフティネット保証4号)参照 P176

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

・消費税確定申告書の控えのコピー

・決算報告書(内訳書を含む)のコピー

・法人事業概況説明書(1年前3か月に対応する分)の表と裏のコピー

《個人・法人共通》・許可、免許等を有する業種はその許可証等のコピー

・売上高の根拠となる資料(試算表、売上台帳のコピー等)

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促し

ておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・市町村長の発行する中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書（セーフティネット保証4号）
- ・直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



## ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・信用保証委託申込書

## ④金融機関・信用保証協会の審査



## ⑤金融機関から事業者への融資

### 【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

(例) 令和 年 月 日

〇〇市長 様

住所 \_\_\_\_\_  
 会社名(屋号) \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、**令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (1) 売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 (イ) 最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

A : **令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み \_\_\_\_\_ 円  
 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 \_\_\_\_\_

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 \_\_\_\_\_ 号  
 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(注) 本認定書の有効期間  
 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

上記申請のとおり相違ないことを認定します。

〇〇市長

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

〇〇市長 様

(例) 申請日 令和 2年 3月16日

住 所 岐阜市〇〇町2丁目2番地1号  
 会社名(屋号) 株式会社〇 〇 〇 〇  
 代表者名 岐阜 太郎 (印)

実印

私は、**令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記 県内で1年以上継続して事業を行っていること

1 事業開始年月日 平成25年 9月 1日

2 (1) 売上高等  
 (イ) 最近1か月間の売上高等 20%以上減少

減少率 72.3% (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : **令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生における最近1か月間の売上高等  
 2,100,000 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等  
 7,600,000 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み  
 減少率 57.2% (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

20%以上減少

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等  
 4,400,000 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等  
 7,600,000 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由  
 (記載例) 新型コロナウイルス感染症の流行により、1月中旬から海外の旅行者のキャンセルが続き、2月からは日本人旅行者のキャンセルも加わり、2月下旬には政府からの要請があったとおり団体旅行の中止を行い、今後も感染症収束の目処がたないことから売上の減少が見込まれる。(※具体的にご記入ください)

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 号  
 令和 年 月 日  
 上記申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間  
 令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

〇〇市長

# 「セーフティネット保証5号」による民間金融機関融資

## 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も5%以上減少することが見込まれる方

## 【融資までの流れ】

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に認定申請をする必要があります。参照 P179

※様式例 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(セーフティネット保証5号)参照 P180

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

・消費税確定申告書の控えのコピー

・決算報告書(内訳書を含む)のコピー

・法人事業概況説明書(1年前3か月に対応する分)の表と裏のコピー

《個人・法人共通》・許可、免許等を有する業種はその許可証等のコピー

・売上高の根拠となる資料(試算表、売上台帳のコピー等)

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定

書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促しておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・市町村長の発行する中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書（セーフティネット保証5号）
- ・直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



## ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・信用保証委託申込書

## ④金融機関・信用保証協会の審査



## ⑤金融機関から事業者への融資

【申込み・相談先】

- 県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）



認定権者記載欄		

様式第5 - (イ) - ④

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

(例) 年 月 日

〇〇市長 様

申請者  
住所  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生の影響に起因して、下記のとおり、〇〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率                    % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 申込み時点における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率                    % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
上記申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

〇〇市長

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-④

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

〇〇市長 様

(例)

申請日

令和 2年 3月 16日

住 所 岐阜市〇〇町2丁目2番地1号

会社名 (屋号) 株式会社〇 〇 〇 〇

代表者名 岐阜 太郎

実印

私は、表に記載する業を営んでいるが、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生の影響に起因して、下記のとおり、売上高の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

売上高等

記

5%以上減少

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 72.3% (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 申込み時点における最近1か月間の売上高等

2,100,000 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

7,600,000 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 57.2% (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

5%以上減少

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

4,400,000 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

7,600,000 円

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 号  
令和 年 月 日

上記申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

〇〇市長

# 「危機関連保証」による民間金融機関融資

## 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も15%以上減少することが見込まれる方

## 【融資までの流れ】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることを、本店等所在地の市町村に認定申請をする必要があります。参照 P183

※様式例 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書（危機関連保証）参照 P184

認定申請には、以下の書類の提出が必要です。

《個人》・直近の所得税確定申告書控えコピー

・青色申告は決算書のコピー

白色申告は収支内訳書のコピー

《法人》・直近の法人税確定申告書別表一の控えのコピー

・消費税確定申告書の控えのコピー

・決算報告書（内訳書を含む）のコピー

・法人事業概況説明書（1年前3か月に対応する分）の表と裏のコピー

《個人・法人共通》・許可、免許等を有する業種はその許可証等のコピー

・売上高の根拠となる資料（試算表、売上台帳のコピー等）

※認定申請については、窓口混雑緩和による感染症対策、手続きの手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定

書発行の迅速化を図るべく、金融機関による代理申請を促しておりますので、ひとまず、金融機関へ相談されることをお勧めします。



## ②金融機関への融資申込み

※取引のある金融機関はもちろん、県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）であればどこでも相談していただけます。

借入申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・借入申込書（金融機関所定の様式）
- ・市町村長の発行する中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書（危機関連保証）
- ・直近の決算書（過去3期分の貸借対照表、損益計算書など）
- ・運転資金の場合は、必要とする融資額の妥当性を示すための資料（資金繰り表など）
- ・設備資金の場合は、必要とする設備の概要と事業計画



## ③信用保証の申込み

金融機関で借入申込みを行う場合には、その金融機関を通じて申込みが可能です。

信用保証の申込みには、主に以下の書類が必要です。

- ・信用保証委託申込書

## ④金融機関・信用保証協会の審査



## ⑤金融機関から事業者への融資

【申込み・相談先】

○県内金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・農協等）

様式 危機関連保証

中小企業信用保険法第2条第6項  
の規定による認定申請書

(例) 令和 年 月 日

〇〇市長 様

申請者  
住 所  
会社名 (屋号)  
代表者名 印

私は、**令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等  
(イ) 最近1か月間の売上高等 減少率 % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : **令和2年新型コロナウイルス感染症**の発生における最近1か月間の売上高等 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 号  
令和 年 月 日  
上記申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間  
令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

〇〇市長

様式 危機関連保証

中小企業信用保険法第2条第6項  
の規定による認定申請書

申請日

(例)

令和 2年 3月16日

〇〇市長 様

申請者

住 所 岐阜市〇〇町2丁目2番地1号

会社名(屋号) 株式会社 〇 〇 〇 〇

代表者名 岐阜 太郎 印

実印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

県内で1年以上継続して事業を行っていること

1 事業開始年月日 平成25年 9月 1日

2 (1) 売上高等  
(イ) 最近1か月間の売上高等 15%以上減少

減少率 72.3% (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 2,100,000 円

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 7,600,000 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 57.2% (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

15%以上減少

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 4,400,000 円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 7,600,000 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由  
(記載例) 新型コロナウイルス感染症の流行により、1月中旬から海外の旅行者のキャンセルが続き、2月からは日本人旅行者のキャンセルも加わり、2月下旬には政府からの要請があったとおり団体旅行の中止を行い、今後も感染症収束の目処がたたないことから売上の減少が見込まれる。(※具体的にご記入ください)

(留意事項)

- ③ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ④ 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

〇〇市証明 第 号  
令和 年 月 日

(注) 本認定書の有効期間  
令和 年 月 日から  
令和 年 月 日

上記申請のとおり相違ないことを認定します。

〇〇市長

## 「危機関連保証」「セーフティネット保証」認定申請窓口

市町村名	所属(課)名	電話
岐阜市	商工観光部労務・経営支援課	058-214-2358(直通)
大垣市	経済部商工観光課	0584-47-8596(直通)
高山市	商工観光部商工課	0577-35-3144(直通)
多治見市	産業観光課	0572-22-1111(代表)
関市	産業経済部商工課	0575-23-6752(直通)
中津川市	商業振興課	0573-66-1111(代表)
美濃市	産業振興部産業課	0575-33-1122(代表)
瑞浪市	商工課	0572-68-2111(代表)
羽島市	産業振興部商工観光課	058-392-1111(代表)
恵那市	商工観光部商工課	0573-26-2111(代表)
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	0574-25-2111(代表)
土岐市	産業振興課	0572-54-1111(代表)
各務原市	産業活力部商工振興課	058-383-9912(直通)
可児市	観光経済部産業振興課	0574-62-1111(代表)
山県市	まちづくり・企業支援課	0581-22-6831(直通)
瑞穂市	商工農政観光課	058-327-2103(直通)
飛騨市	企画商工観光部 商工課	0577-62-8901(直通)
本巣市	産業建設部産業経済課	058-323-7756(直通)
郡上市	商工観光部商工課	0575-67-1808(代表)
下呂市	観光商工部商工課	0576-24-2222(代表)
海津市	産業経済部商工観光課	0584-53-1374(直通)
岐南町	住民経済教育部 経済環境課	058-247-1370(直通)
笠松町	企画環境経済部環境経済課	058-388-1114(直通)
養老町	企業誘致・商工観光課	0584-32-1108(直通)
垂井町	産業課	(0584)22-1151(代表)
関ヶ原町	地域振興課	0584-43-1112(直通)
神戸町	産業環境課	0584-27-0178(直通)
輪之内町	産業課	0584-69-3111(代表)
安八町	企画調整課	0584-64-3111(代表)
揖斐川町	産業振興課	0585-22-2111(代表)
大野町	観光企業誘致課	0585-34-1111(代表)
池田町	産業課	0585-45-3111(代表)
北方町	総務課	058-323-1111(代表)
坂祝町	企画課	0574-66-2411(直通)
富加町	産業環境課	0574-54-2113(直通)
川辺町	産業環境課	0574-53-7212(直通)
七宗町	企画課	0574-48-2291(直通)
八百津町	地域振興課	0574-43-2111(代表)
白川町	企画課	0574-72-1311(代表)
東白川村	地域振興課	0574-78-3111(代表)
御嵩町	まちづくり課	0574-67-2111(代表)
白川村	観光振興課	05769-6-1311(代表)

# 新型コロナウイルス感染症の影響別対応表

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、

今後、影響が見込まれる場合

- ➡ 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）

最近1か月の売上高等が前年同月に比して3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も3%以上減少することが見込まれる場合


- ➡ 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
- 6 経済変動対策資金（県制度融資）

最近1か月の売上高が前年または前年々の同期に比較して5%以上減少している中小企業・小規模事業者


- ➡ 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
- 2 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）
- 5 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け制度）（商工組合中央金庫）
- 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）




最近1か月の売上高が前年または前年々の同期に比較して5%以上減少し、かつ、生活衛生関係営業を営む方

- 
- 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
  - 3 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）
  - 8 新型コロナウイルス感染症対策資金（県制度融資）
  - 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）

最近1か月の売上高が前年または前年々の同期に比較して10%以上減少し、かつ、旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方

- 
- 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
  - 4 衛生環境激変対策特別貸付（日本政策金融公庫）
  - 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）

最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も15%以上減少することが見込まれる場合

- 
- 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
  - 7 危機関連対応資金（県制度融資）
  - 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）

最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も20%以上減少することが見込まれる場合で長期資金（1年以上）を希望する方

- 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
- 8 新型コロナウイルス感染症対策資金（県制度融資）
- 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）

最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月平均も20%以上減少することが見込まれる場合で短期資金（1年以内）を希望する方

- 1 セーフティネット貸付（日本政策金融公庫）
- 8 新型コロナウイルス感染症対策資金（県制度融資）
- 9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）

創業1年未満の場合や小規模事業者の場合

既存の県制度融資の方が有利になる場合があるので、金融機関に相談されることをお勧めします。